

日本支援者支援学会 倫理委員会規程

第1条（設置）

日本支援者支援学会（以下「本会」という）は、会員の研究活動および学会活動における倫理の保持を図るため、倫理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第2条（目的）

委員会は、支援者支援学に関する研究活動および学会活動について倫理的観点から審査・調査・審議を行い、理事会に対して必要な意見を答申することを目的とする。

第3条（所掌事項）

1. 委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1) 研究倫理ガイドラインに定める事項に関する倫理規程違反の疑義が生じた事案の調査および審議
 - (2) 理事会から付託された倫理関連事項
 - (3) その他、会員の倫理保持に関する事項
2. 会員の戒告、資格停止または除名に関わる事案については、委員会は調査および審議を行い、理事会に答申する。処分の決定は、会則第10条に基づき理事会が行う。

第4条（構成）

1. 委員会は、5名以上で構成する。
2. 委員は、理事会の議を経て学会会長（以下「会長」という）が委嘱する。
3. 委員には、次の者を含めるものとする。
 - (1) 社会福祉、医療、心理、教育、看護、介護、動物福祉等の異なる専門領域の研究者
 - (2) 研究倫理に関する知見を有する者
 - (3) 必要に応じて外部有識者
4. 会長は、オブザーバーとして出席することができる。

第5条（多様性の確保）

委員構成にあたっては、専門領域、性別、所属機関等の多様性に配慮する。

第6条（任期）

1. 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第7条（委員長）

1. 委員会に委員長を置く。
2. 委員長は、理事会の議決を経て選任し、総会の承認を得る。
3. 委員長は委員会を代表し、議事を統括する。

第8条（調査の開始）

倫理規程違反の疑義が生じた場合、理事会の付託または委員会の決議により調査を開始することができる。

第9条（弁明の機会）

1. 委員会は、当該会員に対し、事前に書面等により通知しなければならない。
2. 委員会は、当該会員には、弁明の機会を保障する。
3. 弁明は書面または口頭により行うことができる。

第10条（調査、審議および答申）

1. 委員会は、研究倫理に違反する行為に関する調査及び報告書の作成ならびに会長への提出を行う。
2. 委員会は、調査結果に基づき審議を行い、必要と認める場合は、戒告、資格停止、除名等の処分相当性について理事会に答申する。
3. 委員会は、処分を決定する権限を有しない。

第11条（利益相反）

委員は、自らが関与する事案の審査および審議に参加してはならない。

第12条（議決）

委員会の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第13条（守秘義務）

委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。退任後も同様とする。

第14条（会議）

1. 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
2. 委員会は委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
3. 会議は、対面、オンライン、書面審議等により開催することができる。

4. 欠席する場合、出席する委員に委任することができる。

第 15 条（議事録）

議事の概要を記録し、適切に保存する。

第 16 条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

本規程は、2026 年 5 月 10 日より施行する。